

新都市計画マスタープラン策定業務委託 特記仕様書（案）

1 適用範囲

本特記仕様書は、市原市（以下「発注者」という。）が受注者に委託して行う新都市計画マスタープラン策定業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 業務目的

現行の市原市都市計画マスタープラン（以下「現行プラン」という。）は、平成27年をもって目標年次を終了した。

本業務は、現行プランについて、社会情勢の変化、市原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成28年千葉県告示第143号）その他の上位計画等の変更に合わせた見直しを行うとともに、現在策定中の新市原市総合計画に掲げる市域のデザインの実現に向け、かつ、別途作成する立地適正化計画と連携した新都市計画マスタープランを策定することを目的とする。

3 対象区域

本業務の対象区域は、市原市全域とする。

4 工期及び納入

- (1) 本業務の工期は、契約締結日から平成30年3月26日までとする。
- (2) 成果品の納入場所は、市原市役所都市部都市計画課とする。
- (3) 受注者は、新都市計画マスタープラン策定事務を進めるに当たり必要となる資料については、発注者の指示に従い随時提出するものとする。

5 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに本業務に着手するものとし、着手に当たっては、次に掲げる書類を発注者に提出すること。
 - ① 着手届
 - ② 主任技術者届
 - ③ 照査技術者届
 - ④ 業務計画書
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき、下記事項を記載することとし、発注者の承認を得ること。
 - ① 業務概要 ② 実施方針 ③ 業務工程表 ④ 組織体制 ⑤ 打ち合わせ計画
 - ⑥ 成果品の内容、部数 ⑦ 使用する主な図書及び基準 ⑧ 連絡体制
 - ⑨ 技術者一覧表及び経歴 ⑩ 照査計画 ⑪ その他必要事項
- (3) 業務計画書の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

6 資料等の貸与

本業務の実施に関して市原市が所有する資料等は、所定の手続により貸与するものとする。

7 主任技術者

受注者は、本業務を遂行するにあたっては、市原市の意図及び目的を十分に理解した上で経験のある主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに正確丁寧に行わなければならない。

主任技術者は、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者とし、技術士（建設部門都市及び地方計画）又はR C C M（都市計画及び地方計画）の資格保有者でなければならない。

8 照査技術者及び照査の実施

受注者は、設計業務等における照査技術者を定めるものとする。照査技術者は、業務計画書にこの仕様書の「1.1 業務内容」の各過程における照査に関する事項を定め、これに従って業務の成果の確認を行うとともに、照査を行うものとする。

照査技術者は、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者とし、技術士（建設部門都市及び都市計画）又はR C C M（都市計画及び地方計画）の資格保有者でなければならない。

9 テクリスへの登録

受注者は、契約時又は変更時において、本業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

10 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものであり、受注者は本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表してはならない。

1.1 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施に向け、業務計画及び詳細作業工程を立案するとともに、関連する資料の収集を行うものとする。

(2) まちづくりの理念の整理

現在策定作業中の新市原市総合計画等の上位計画に位置づけられる、まちづくりに関する位置づけや方針等を把握し、整理する。

また、市原市を取り巻く概況について、立地適正化計画策定検討業務において実施した市原市の都市構造分析等の資料を用いて把握し、整理する。

(3) 全体構想の整理

(2)により整理する都市の現状・課題を踏まえ、目指すべき都市の将来像やまちづくりの視点、都市の将来像を実現する戦略などまちづくりの基本方向の見直し、土地利用など分野別の施策の方針等の見直しについて検討する。

検討に当たっては、立地適正化計画の策定において検討するまちづくりの理念や目指すべき都市像との整合を図る。

(4) 地域別構想の整理

(3)により整理する地域ごとの現況と特性及び課題と、18により検討する全体構想を踏まえ、市域を概ね3ゾーンに区分し、目指すべき地域の将来像や地域づくりの目標、将来都市構造、土地利用等まちづくりの方針（市街化調整区域の土地利用方針を含む。）について検討する。

なお、地区数については、新総合計画の策定状況を踏まえて協議の上決定する。

(5) 施策及び評価指標の整理

(2)から(4)までの業務により整理したまちづくりの理念、全体構想及び地域別構想の実現のため講ずべき施策及びその評価指標について整理する。

(6) 新都市計画マスタープラン素案の作成

(2)から(5)までの検討結果を取りまとめ、新都市計画マスタープランの素案を作成する。

(7) 新都市計画マスタープランの策定

(6)において作成した素案に対する市民、都市計画審議会等の意見等を取りまとめ、これを踏まえた新都市計画マスタープランを作成する。

1.2 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 平成 28 年度

- ① 業務報告書（簡易製本） 1 式
- ② ①の電子データ 1 式

(2) 平成 29 年度

- ① 新都市計画マスタープラン 300 部
- ② 新都市計画マスタープラン（概要版） 300 部
- ③ 業務報告書（簡易製本） 1 式
- ④ 上記資料の電子データ 1 式